

「くらし応援商品券」取扱店舗募集要綱

1. 目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、倉吉市が物価高騰の影響を受けた生活者、及び事業者を支援することを目的とする。

2. 事業主体・受託者

事業主体：倉吉市しごと定住促進課

受託者：倉吉商工会議所（倉吉市明治町 1037-11 TEL：0858-22-2191）

3. 事業の名称

くらし応援商品券事業

4. くらし応援商品券の使用できる期間

令和8年7月1日（水）～令和8年12月31日（木）

5. くらし応援商品券総額・商品券概要等

①総額 約1億8000万円。

②物価高対応子育て応援手当金の対象から外れる19歳以上の方を対象に、倉吉市がくらし応援商品券5,000円（@500×10枚）/人を約36,000人に個別に配布する。

6. くらし応援商品券取扱店（事業者）の要件と登録方法について

要件 倉吉市内に店舗があり、倉吉商工会議所の会員であること。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項及び13項に該当する営業は対象外とする。

その他、以下のいずれにも該当しないこと。

- ・宗教、政治団体や公序良俗に反する営業を行っている者
- ・倉吉市暴力団排除条例（平成24年倉吉市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

登録方法 別添登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、申込期限までに倉吉商工会議所事務局へ持参又は郵送で提出すること

7. 商品券取扱事業者の負担

事業者が負担する手数料等はない

8. 商品券で使用できる商品、サービス等について

登録された店舗で取り扱う商品及びサービス（飲食店を含む）で使用できます。但し、次のものについては、くらし応援商品券の取扱い対象外となります。

- ① 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等）の購入
- ② 「風俗営業の規則及び、業務の適正化等に関する法律」第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項及び13項に規定する風俗関連営業に関わるもの（パチンコ、麻雀、ゲームセンター、性風俗関連特殊営業等）
- ③ 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場（一時預かりを除く）等の不動産および資産性の高い商品
- ④ 通信販売商品
- ⑤ 出資や債務の支払い
- ⑥ 仕入等の事業活動に伴う経費の支払い
- ⑦ 自社（店）商品の買取り
- ⑧ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑨ 宗教、政治団体や公序良俗に反する営業に係る支払い

9. ぐらし応援商品券の換金について

- ①換金は1事業者原則月2回までとし、換金受付期間は令和8年7月から令和9年1月29日（金）までとする。
- ②商品券を換金する場合は、「ぐらし応援商品券事業」事務局のある倉吉商工会議所へ商品券と必要事項を記載した「ぐらし応援商品券」換金依頼兼受付書（様式第1号）を持参し、照合を受け受付書を受け取るものとする。
- ③商品券はホッチキス留をしないで持参するものとする。
- ④換金受付時間は午前9時から午後4時までとする。
- ⑤換金受付期間終了後の換金には応じないものとする。
- ⑥第2項の換金依頼兼受付書で照合を受けた金額を、換金受付を行った日から10日以内に取扱店の指定した口座へ振込むものとする。

10. 商品券取扱店（事業者）申込について

令和8年5月29日までの申し込みは、作成する取扱店一覧チラシに掲載し、ぐらし応援商品券とあわせて倉吉市が対象世帯へ発送する。

※申込期限後でも随時申し込み可能。ただし、その場合は取扱店一覧チラシへの掲載は不可。倉吉市及び倉吉商工会議所ホームページの取扱店一覧へ掲載する。

11. ぐらし応援商品券使用の際の注意事項

- (1) 取扱店のみでの使用とする。
- (2) 現金とは引き換えない。
- (3) つり銭は支払わない。
- (4) 発行番号のない商品券は無効。
- (5) 盗難、紛失または滅失等に対し、倉吉市・倉吉商工会議所はその責を負わない。

《問い合わせ先・事務局》 倉吉商工会議所
(倉吉市明治町 1037-11 TEL : 0858-22-2191)